

議題2（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成27年2月定例府議会に提出された次の議案（平成27年3月4日追加提出分）について、本来であれば、教育委員会の議決により意見を決定すべきものである。

しかし、知事への回答期限が短く、教育委員会会議を開催するいとまがなかったことから、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

平成27年3月27日

大阪府教育委員会

（予 算 案）

平成27年度大阪府一般会計補正予算（第1号）の件（教育委員会関係分）

（事件議決案）

大阪府立横山高等学校跡地等の不動産の交換に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び調停の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第7条 （略）

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

<p>大阪府立横山高等学校跡地等の不動産の交換に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び調停の件</p>	<p>大阪府立横山高等学校跡地等の不動産の交換に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額を決定し、民事調停法第16条の規定により調停に合意すること。 〔主な調停内容〕 府は、和泉市に対し、解決金として5,500万円の支払義務があることを認める。</p>
---	--

○予算案

教育委員会 平成27年度補正予算案【一般会計補正予算（第1号）】の概要

<p>一般会計</p>	<p>平成27年度補正予算額</p>	<p>5,500万円</p>
	<p>平成27年度現計予算額</p>	<p>5,812億2,412万7千円</p>
	<p>平成27年度補正後予算額</p>	<p>5,812億7,912万7千円</p>

<p>事業名</p>	<p>補正予算額 現計予算額 補正後予算額</p>	<p>摘要</p>
<p>公立学校整備事業事務費</p>	<p>5,500万円 0 5,500万円</p>	<p>大阪府立横山高等学校跡地等の不動産の交換に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額を決定し、民事調停法第16条の規定により調停に合意するため、必要となる解決金を増額する。</p>

第151号議案

大阪府立横山高等学校跡地等の不動産の交換に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び調

停の件

大阪府立横山高等学校跡地等の不動産の交換について、和泉市を申立人、大阪府を相手方とする調停申立事件に
関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、民事調停法(昭和26年法律第222号)第16条の規定により調停に合意する。

平成27年3月4日提出

大阪府知事 松 井 一 郎

- 1 大阪府は、和泉市に対し、解決金として、金5,500万円の支払義務のあることを認める。
- 2 大阪府は、和泉市に対し、平成27年4月30日限り、1の解決金を支払う。
- 3 大阪府立横山高等学校跡地等の不動産の交換に関して、大阪府と和泉市との間において、1及び2に定めるものほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。